

令和 7 年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について

横浜市では、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、児童生徒が心身の苦痛を感じているものを広くいじめとして捉え、積極的な認知と、法に則った調査への速やかな移行を徹底しています。

令和 7 年度から組織体制を強化し、デジタル活用も進めながら、同年度中に調査が終了した事案について、令和 7 年 2 月に改訂された「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」に則り、調査結果等を集約して公表します。

1 令和 7 年度調査終了事案 82 件（うち、1 件については個別公表済み（令和 8 年 3 月））

調査終了事案には、悪口を言われる、仲間はずれにされる、たたかれたり蹴られたりする等により心身等に被害が生じた疑いのある事案（21 件）や、相当の期間学校の欠席を余儀なくされた疑いのある事案（32 件）、両方に該当する事案（29 件）がありました。

調査は、学校と教育委員会事務局が連携し、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向に寄り添い、適時の支援と併せて迅速に進めました。

（学校種別内訳）

小学校 43 件、中学校 28 件、高等学校 3 件、学校種等非公表※ 8 件

※児童生徒・保護者の意向により非公表

2 重大事態調査の実施状況の振り返り

（1）いじめを受けた児童生徒・保護者の意向に沿った調査の実施と支援

いじめを受けた児童生徒・保護者の中には、いじめを行った児童生徒・保護者に対する、重大事態として調査する旨の説明を望まないケースがありました。このような場合は、いじめを受けた側の意向に十分配慮するとともに、児童生徒への速やかな支援や学校における再発防止の取組を組織的かつ重点的に共有し、実践することで、安心して学ぶことができる環境の確保に努めました。今後も、法の趣旨を踏まえつつ、個々の状況に応じた柔軟かつ丁寧な対応に努めていきます。

（2）関係性に着目した状況把握と初期対応の重要性

いじめやその疑いを把握した初期段階において、いじめを受けた側から、「いじめを行った児童生徒や周辺の児童生徒には確認しないでほしい」との意向が示されたり、重大事態調査へ移行した後においても、（1）のような意向が示された事案がありました。

こうした意向の背景には、児童生徒間や集団内の関係性、本人が抱える不安など、事案の理解や課題解決に向けた重要な要素が含まれている場合があります。そのため、学校においては、日頃から児童生徒一人ひとりの状況を把握するとともに、個人間の関係性や学級・集団の

状況についても、多角的な視点から丁寧に整理・把握しておくことが重要です。

また、初期対応の段階では、こうした背景や関係性等を十分に踏まえながら、いじめを受けた側の不安の軽減に向けたきめ細かな説明や支援を行うとともに、いじめを行った側への指導や支援を行うことが求められます。適切な初期対応を行うことで、事案の重篤化を防止し、児童生徒の安心・安全の確保につなげていきます。

(3) 再発防止に向けた取組のさらなる充実

重大事態調査の実施に当たっては、事実関係の確認や児童生徒への支援・指導等に取り組むとともに、再発防止策を検討・実行していくことが求められます。

各学校では、未然防止から重大事態調査の各段階において再発防止策を策定し、実践していますが、今回の公表事案の約3割にSNSが関係している状況を踏まえ、情報リテラシー教育の充実等も含まれています。

児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を確保するため、家庭や地域、関係機関等との連携を一層強化し、実効性のある取組を継続的に推進していきます。

3 令和8年度の取組

いじめやその疑いを把握した段階で、ヒアリングシート等を活用して事実関係を可能な限り明らかにするとともに、児童生徒の心情・背景事情、とりまく関係性を丁寧に把握・整理するための研修等を実施し、組織的対応を徹底します。

あわせて、早期発見・即対応の強化に向けて、専門家の活用を進めるとともに、「いじめ対応情報管理システム」（学校と教育委員会の間で、いじめ認知等の情報を一元管理するシステム）に、重大事態に関連し得るキーワードの抽出や欠席状況等のスクリーニング機能を充実させ、学校と教育委員会が連携して速やかに対応を進めます。

さらに、未然防止の取組として、「横浜子ども会議」や「横浜市いじめ防止市民フォーラム」等の、児童生徒が主体的にいじめについて考え、保護者、地域等からの多様な意見を聴く機会を充実させるとともに、これらの取組の周知に努めます。

このように、子どもも子どもたちを見守る大人も「いじめを絶対に許さない」という意識を共有し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会を実現できるよう、引き続き取り組んでまいります。

4 いじめ防止に向けた取組事例（令和7年度）

(1) 横浜子ども会議

～いじめをしない自分であるために～

開催：令和7年8月28日（南区交流会）、8月29日（旭区交流会）ほか

▶動画はこちら <https://www.youtube.com/watch?v=-wDW8huFPTs>

▶横浜市教育委員会公式note「ヨコエデュ！」記事はこちら

いじめをしない自分であるために、子どもたちが話し合う。

<https://yokohamacity-edu.note.jp/n/nc41fba2ac3e9>



(2) 横浜市いじめ防止市民フォーラム

ー学校から地域に広げていく、いじめの未然防止の輪ー

開催：令和7年12月23日

▶動画はこちら <https://www.youtube.com/watch?v=0gBJ5ykSbMw>



▶横浜市教育委員会公式note「ヨコエデュ！」記事はこちら

「これって、いじめ？」子どもと大人が本音で話した日

<https://yokohamacity-edu.note.jp/n/n74b4f9b547b7>



(3) 市民向け啓発リーフレット『大人が知っておきたい「いじめ」のこと』

発行：令和7年12月

▶資料はこちら

- ・大人が知っておきたい「いじめ」のこと
- ・おとながしっておきたい「いじめ」のこと
(やさしいにほんご)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/bunya16000.html#D8A06>



5 添付資料

別紙1：横浜市いじめ問題専門委員会からの意見（令和8年7月23日答申）

別紙2：いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン（答申）

（令和7年2月改訂版）概要

別添資料：今回の公表事案一覧（81件）

（別紙 1）横浜市いじめ問題専門委員会からの意見（令和 8 年 7 月 23 日答申）

令和 8 年 7 月 16 日付で諮問のありました、令和 7 年度いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）に基づく重大事態調査の実施状況について、次のとおり意見を具申します。

（1）いじめを受けた児童生徒・保護者の意向に沿った調査の実施と支援について

重大事態調査に移行した後、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、重大事態として調査が進められる旨の説明を望まない事案が相当数あったという趣旨の分析がなされています。

重大事態調査は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするために行う調査であるとされています（法 28 条 1 項）、法 28 条 1 項各号の要件に該当すれば例外なく調査を実施する義務があるとしていますので、調査開始時点においては、さまざまな状況が想定されます。当事者間において、事実関係の認識が熾烈に争われている場合もあれば、その反対に、すでに事実関係について背景事情も含めて詳細な事実確認が行われ、関係者間において事実関係に争いがないという場合もあると思われます。

そうだとすれば、重大事態調査を開始するにしても、その具体的な状況に照らして、重大事態への対処や同種事態の再発防止を実現するために、どのような事実関係を明らかにする必要があるのか（調査事項）、事実関係を明らかにするためにどのような調査をし、誰に話を聴く必要があるのか（調査方法・調査対象）等を、いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者から丁寧に意向を聴取したうえで調査のあり方を丁寧に検討し、対応する必要があります。

また、それまでに学校が行った事実確認により、すでに背景事実も含め詳細な事実関係が明らかにされており、関係者の中で争いがないという場合であれば、重大事態調査における事実調査の側面の重要性は後退し、いじめを受けたとされる児童生徒への心理的・教育的支援や同種事態の再発防止策の提言の側面に力点を置いた重大事態調査を実施するということも考えられます。いじめを受けた児童生徒への支援のあり方は、当該児童生徒が対象となった行為の態様や過去の被害のみならず、当該児童生徒の現在の心身の回復状況、他の児童生徒との関係性の変容等を踏まえて、多種多様かつ柔軟であるべきです。重大事態調査を実施するにしても、その実施にあたっては、子どもの意見を尊重したうえでの最善の利益が目指されるべきであり、拘子定規な対応は避けられなければなりません。

教育委員会においては、いじめを受けたとされる児童生徒の支援のために何が必要なのか、という視点から、児童生徒のニーズを丁寧に把握し、そのニーズに応じて柔軟な対応を心がけていただきたいと思います。

（2）関係性に着目した状況把握と初期対応の重要性について

法 2 条 1 項の「いじめ」は、行為の対象となった児童生徒の心身の苦痛という主観を基礎として「いじめ」を捉えようとするものです。法 2 条 1 項の「いじめ」は、過去に文科省が使用してきた定義と異なり、行為者・対象者の関係性における強弱、一方性・継続性、行為の「攻撃」性等を要件としていないため、法 2 条 1 項の「いじめ」に該当するケースには、社会通念では「いじめ」と評価しにくいものも含めて、さまざまな関係性・態様等のものが包含されることになります。

したがって、教員の立場からすれば、法 2 条 1 項の「いじめ」と評価し得る事象の中にも、児童生徒や保護者との関係性の中ですでに「解決」していると報告を受けるものもあると思われます。また、いじめを受けたとされる児童生徒から、関係する他の児童生徒に聴き取りや働きかけをしないでほしいといった意向が表明されることもあると思われます。そのような意向が表明された場合においては、法 2 条 1 項の「いじめ」が児童生徒の心身の苦痛という主観に基礎を置く概念であるがゆえに、その意向を尊重して対応するということが、子どもの意見の尊重（子どもの権利条約 12 条、こども基本法 3 条 4 号）に適うともいえ、あながち不合理ともいえないように思われます。

しかしながら、そのように対応した案件が、後に法 28 条 1 項の重大事態に至ってしまったというこ

とであれば、初期対応のあり方に問題があった可能性があります。

法2条1項の「いじめ」を、児童生徒の心身の苦痛という主観に基礎を置いていることについては、児童生徒が、悩み・傷つき等を抱えている場合には、まずは、その児童生徒の悩み・傷つき等を受け止めることが重要であるというメッセージであると理解すべきです。そのうえで、法は、その悩み・傷つき等の要因となっている事実関係を速やかに確認することを求めています（法23条2項）。確認すべき事実関係は、行為者・対象者との間でどのような行為や被害があったということに止まらず、当該行為がなされるに至った経緯・背景、行為と対象者との過去から現在までの関係性、周辺の児童生徒の関わりの有無・程度、関係する児童生徒のそれぞれの個人的背景や家庭での状況等も含まれます。いじめを受けたとされる児童生徒から、関係する他の児童生徒への聴き取りや働きかけをしないであらうという意向が表明されたのであれば、いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者から、それがいかなる理由によるものなのかを丁寧に確認するとともに、自ら把握し、又は他の教職員を通じて把握している、いじめ行為を行った児童生徒や周囲の児童生徒との関係性、背景事情等に照らして、それが真に解決しているといえるのか、それとも、何らかの不安や懸念等に由来するものであるのか等を、組織的に検討し評価することが求められます。そして、もし、後者である、またはその可能性があるとして評価したのであれば、その不安や懸念に寄り添い、これを克服しながら他の児童生徒に対して働きかける方法を検討したり、あるいは、そのときに直ちに他の児童生徒に聴き取りや働きかけをしないという選択をしたとしても、いじめを受けたとされる児童生徒の不安や懸念がその後解消されてゆくかどうかを、継続的な面接等を通じて丁寧に把握することが求められるといえます。

児童生徒の意向の尊重は、当該児童生徒の最善の利益を実現するために欠かすことができない視点ですが、その言葉の背景にある心情にまで思いを致し、丁寧な対応を心がけていただきたいと思います。

（３）再発防止に向けた取組のさらなる充実について

同種事案の再発防止のための方策については、それを提言するだけでなく、その提言に基づいてどのように実践されているのか、という検証が必要です。

かつて本専門委員会が調査を実施した自死事案については、調査報告書において提言した再発防止策の提言について、教育委員会において丁寧に検討のうえ具体化され、その取組状況について本専門委員会への報告を受けました。

学校主体調査においては、自ら示した再発防止策を自ら実践するということになるので、第三者的な視点からの検証が必要だと思われます。教育委員会においては、学校が提示した再発防止策の実効性があるのか、どのように実践されているのか、もし奏功していないとすればいかなる原因があるのかといったことを丁寧に検証し、今後の対策に繋げていただきたいと思います。

ところで、学校が再発防止策を実効性のあるものにしようとする場合、提示された再発防止策を「取り入れれば良い」というような簡単なものでないことは自明です。本専門委員会のこれまでの調査事案の実情を見るに、いじめの発生防止や発生事案への支援・指導には簡単にはいかない多様な難しさも散見されます。学校はこうした困難な実情を的確に分析するとともに、反省すべきところは反省して再発防止に取り組む必要があります。学校の真摯な振り返りは、再発防止の根幹といえます。

一方、「簡単にはいかない多様な難しさ」には、学校だけでは克服し得ない問題も含まれています。その最大のものは、子どもの育成の基盤が揺らぎ、成長上の課題が増幅していることです。この問題の克服には、指摘されて久しい「家庭・地域の教育力の低下」を防ぐとともに、家庭・地域・学校が協働して取り組む必要があります。

現代の子どもの成長上の課題としては、「自己肯定感が低い」「人間関係を築けない」「孤独感や疎外感が強い」「無気力で不安感が強く、人とかかわろうとしない」などの傾向が指摘されています。そして、「自他への不安・不信」や「仲間づくり」「集団づくり」の困難さをもたらしています。本来、成長過程で子どもが関わりを求める仲間との「葛藤」や「共感」、「失敗」や「挫折」などを味わうことなく過ごし、「自己への客観的な評価」や「仲間意識」、「自己への自信」などを得ることなく成長期を過ごしてし

もう実態があります。また、子ども達は個々に発達課題を抱えており、その達成状況には個によって大きな開きが生じている実態もあります。こうした「育成の基盤の揺らぎ」がもたらす課題が、近年の青年期の孤独感の増幅や自死の増加にもつながり、人間関係や集団生活に多くの不調をもたらして深刻ないじめを生む背景にもなっています。

このようないじめを学校が把握した場合、法令や教育委員会の示す手続きに則り、やるべき対応をもなく行うことは必要ではありません。例えば、いじめの被害の端緒を把握し、学校いじめ防止対策組織を通じて事実を確かめ、「いじめ」を認知し、保護者と認識を共有したうえで謝罪等をさせ、教育委員会に報告するということです。しかし、こうした手続きを全てとったことと、問題が解決していることとは同義ではありません。少なくとも子ども自身が自らを振り返ることができ、人間関係上の問題の改善に取り組み、解決に近づけたという実感を持てることが大切です。所定の手順を迅速に処理していれば、問題の責任が問われない等との姿勢が学校にあったとすれば、その事態は間違いなく深刻化することになります。

学校の行う指導・支援の基本には、深い児童生徒理解と児童生徒指導の的確な実践が必要であり、これがなければ、実効性は上がりません。子ども達の自他への不安や不信、仲間づくりの挫折や孤独感、自信喪失や自己不適応、時には保護者との葛藤や緊張など、子どもが陥っている多様な状況と心情に対する深い理解と共感があって初めて指導・支援は実効性を得ることができます。同種事案の再発防止のためにはこうした理解に基づく児童生徒指導を重点的に推し進める必要があり、教育委員会のリーダーシップに期待するとともに、各学校の積極的で地道な児童生徒指導の推進によっていじめの防止と支援・指導に実効性が上がることを願っています。

また、指導・支援の困難さの背景にある「育成の基盤の揺らぎ」を改善するには、学校だけでなく、家庭・地域の教育力の強化が欠かせません。しかし、家庭・地域（大人社会）においても人間関係の希薄化が進んで孤立や個別化が進み、地域コミュニティの崩壊、ソーシャルキャピタルの低下などが進行しています。社会生活の中で寛容性の低下や社会の分断化が進んで社会的排除が拡大し、心身の健康環境の劣化や自死や孤独死、各種ハラスメントやSNS等による深刻な中傷など、多様な社会問題が顕在化しています。そして、これらのすべてが「子どもの育成環境」となっていることに気づく必要があります。

いじめは、子どもの人間関係の中で生まれるものです。それゆえ、いじめの防止のために、大人には、子ども達に対して、幼少期から豊かな関係性という育成環境を提供する責務があります。子どもが不安なく自己と向き合い、安心して他者と関わり、失敗しながら葛藤を乗り越えていける育成環境を社会全体で作上げていく必要があります。

このような、子ども達が健やかに成長することができる環境づくりにあたっては、家庭・地域・学校が、それぞれに役割を果たしながら密接に連携・協働して取り組む必要があります。そして、そのためには、社会全体が支え合い、ともに成長していける安心と寛容に満ちた信頼ある社会文化の醸成が望まれ、そこに向けた大人達の取り組みが求められているといえます。

以上

(別紙2) いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン(答申)(令和7年2月改訂版) 概要

1 公表の意義

- (1) 社会に対して事実関係を正確に伝え、社会全体でいじめ防止対策について考える契機となること。
- (2) 市民目線に立って、学校及び学校の設置者のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を図ること。
- (3) 調査結果の信頼性を保つこと。

2 公表の方法について

- (1) 公表版による公表
情報公開条例を踏まえ、調査報告書の個人情報等に黒塗りを施したもの。
- (2) 編集版による公表
調査報告書の内容をもとにして、調査に関与した専門家が、読みやすく理解しやすいように作成した黒塗りの無いもの。

上記(1)(2)の方法によらない場合は、実施された重大事態調査によって明らかとなった共通の課題を整理した上で、個別の調査報告書を取りまとめ、集約版として公表する。

3 公表の方法等の判断及び手順等について

- (1) 公表の方法等の判断
事案の個別事情を考慮した上で、最終的には教育委員会が判断する。判断するにあたっては、調査に関与した専門家に、公表前に意見を求める。判断が困難な事案は、同専門家の意見を踏まえつつ、横浜市いじめ問題専門委員会が教育委員会に対し意見具申を行う。
- (2) 公表の手順
公表版又は編集版による公表の場合は、公表前に、当該児童生徒及び保護者に報告書を提示、公表への意向確認、関係児童生徒及び保護者への説明を行う。
- (3) 公表する時期
 - ア 公表版・編集版
当該児童生徒側の意向確認及び関係児童生徒側への事前説明後、速やかに公表する。
 - イ 集約版
調査が終了した年度の翌年度上半期に公表する。
- (4) 公表する期間
横浜市のウェブサイト上で、6か月程度とする。

お問合せ先

不登校支援・いじめ対策課担当課長 幸柳 Tel 045-671-3712

今回の公表事案一覧（81件）

項番	学校種	学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
1	小学校 低学年	①	嫌なことをされる	- いじめの定義理解を含む教職員研修の実施によるいじめの早期発見、適切対応の促進 - 定例いじめ防止対策委員会の毎週実施による組織的な情報共有及び迅速な対応の徹底 - SC・SSWと連携した児童支援、保護者を交えた支援検討会及び支援シート活用による支援の充実
2		②	嫌なことを言われる、たたかれたりする	「横浜 St☆dy Navi（※1）」、アンケート及び教育相談の活用によるSOS把握体制の強化 - いじめの定義に関する教職員研修の実施によるいじめ認知力の向上 - ヒアリングシート及び共有フォルダの活用による組織的な初期対応力の向上
3		③	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	- SOSを発することが苦手な児童への理解促進による支援の充実 - 積極的ないじめ認知による全教職員での情報共有及び円滑な引継ぎの推進 - 保護者間の向き合いの場の適切な設定による支援体制の強化
4		④	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、蹴られたりする	- いじめを受けた児童・保護者に寄り添い抜く対応の徹底 - 研修やチーム学校経営による組織的対応力と見守り体制の強化 - 児童会活動や「子どもの社会的スキル横浜プログラム（以下、「Y-P」と表記）」（※2）の活用、関係機関との連携による児童主体となる安心な学校風土の醸成
5		⑤	嫌なことを言われる、嫌なことをされる、たたかれたり蹴られたりする	- いじめを受けた児童への組織的な支援と保護者との対話・情報共有の充実 - いじめ防止対策委員会の充実とSC・SSW等との連携強化 - いじめに関する授業実施と児童の主体的取組によるいじめ防止の意識醸成
6		⑥	嫌なことをされる	- 放課後の遊び方に関する指導の徹底による児童の安全意識の向上 - 外部講師及びスクールサポーターによる防犯教室の実施による危険回避能力の向上 - 放課後の遊び方に関する保護者への啓発活動による家庭と学校の連携強化及び事故防止の推進
7		⑦	嫌なことを言われる	- ヒアリングシートを活用した事実関係の確認 - 教職員の研修の充実による情報共有の徹底と深い児童理解 - いじめ防止対策委員会のメンバーのみならず、SCなどの専門家と連携した組織的対応
8		⑧	嫌なことを言われる、たたかれたり蹴られたりする	- アンケートの実施によるいじめの早期発見及び児童理解の促進 - 校内児童支援体制の見直し及び教職員研修の実施による組織的支援力の向上 - 児童及び保護者との日常的なコミュニケーション体制の構築による信頼関係の強化
9		⑨	嫌なことをされる	- いじめの定義に関する教職員研修の実施によるいじめ認知力の向上 - いじめに該当する行為を学ぶ機会の設定による児童の規範意識の醸成 - 道徳教育、人権教育の推進及び保護者との丁寧な連携によるいじめ防止体制の強化
10		⑩	嫌なことをされる、蹴られたりする	- いじめに対する組織的対応研修の実施による教職員の実践力の向上 - 情報共有の徹底及びSOSを受け止める体制の構築による組織的対応力の強化 - 教職員に対するコーチング研修の実施による児童を「承認」する力の向上

項番	学校種	学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
11	小学校 中学校	①	嫌なことをされる	・ 人権意識を学校・児童・家庭が共有するための保護者との密な連携と情報発信 ・ 子どもの成長につながるのか、子どもの個性に合っているのか、その必要性を見極めた深い児童生徒理解を踏まえた支援 ・ いじめは学校全体の人権問題であるという認識に基づいた対人関係スキルに関する学習
12		②	嫌なことをされる	・ 児童理解の促進による一人ひとりの心理や特性に応じた支援の充実 ・ 安心・安全を守る約束やルールづくりによる望ましい集団づくりの推進 ・ 組織的な初期対応及び保護者との信頼関係構築による早期対応体制の強化
13		③	嫌なことを言われる	・ 児童が SOS を発信できる機会の確保による悩みや困り感の早期把握 ・ Y-P の活用及び SC・SSW 等との連携による児童理解と支援体制の充実 ・ ケース会議、丁寧ないじめの解消確認及び教育相談の実施による組織的・専門的な支援の強化
14		④	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ いじめに対する組織対応の整理による組織的対応力の向上 ・ 児童の悩みや困り感に寄り添う仕組みや環境づくりによる相談支援機能の充実 ・ 児童及び保護者との日常的なコミュニケーション体制の構築による信頼関係の強化
15		⑤	嫌なことをされる、たたかれたり蹴られたりする	・ 重複的・重層的な支援の推進による児童一人ひとりに応じた支援体制の充実 ・ 全児童を対象としたいじめ防止の徹底による安心・安全な学校環境の醸成
16		⑥	嫌なことをされる	・ いじめの定義理解の推進による規範意識及びいじめ認知力の向上 ・ 関係機関との連携強化による見守り及び支援体制の充実 ・ アンケートを活用した教育相談の充実による児童の悩みや SOS の早期把握の促進
17		⑦	嫌なことを言われる	・ 当該児童と関係児童間の環境調整と組織的見守り体制の構築 ・ 児童会活動を核としたいじめ未然防止に向けた主体的取組の推進 ・ いじめ防止対策委員会の効果的運用と学校いじめ防止基本方針の徹底
18		⑧	嫌なことをされる、蹴られたりする	・ 「心の朝会」の毎月実施及び校内研修（児童理解）の充実、相談しやすい環境づくり ・ 教育相談、各種アンケート及び「こころの健康観察」の運用見直しによるいじめの早期発見、早期対応の強化 ・ 道徳や特別活動を活用したいじめの未然防止及びいじめの認知状況の公表による規範意識の醸成と学校への信頼性向上
19		⑨	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ いじめ防止対策委員会への情報提供と、組織的対応の徹底 ・ 背景要因に迫るために、Y-P 支援検討会の確実な実施と支援の充実 ・ 不登校児童へのアプローチを担当だけが担うのではなく、SC・SSW とともに連携した校内支援体制の強化
20		⑩	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、悪口を言われる	・ 児童・保護者との積極的なコミュニケーションによる、具体的な支援策の提示 ・ 教職員が一人で抱えないように、いじめ防止対策委員会における対応方針の検討、組織的な役割分担

項番	学校種	学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
21	小学校	⑪	嫌なことを言われる	・ SOS 発信（タブレット端末含む）機会の確保及び Y-P 活用による困り感の早期把握と支援の充実 ・ 児童への相談窓口の周知徹底による相談行動の促進及び早期対応の強化 ・ 学年での情報共有及びケース会議の実施による組織的な支援体制の強化
22		⑫	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 複数職員による情報共有と事実確認を基盤とした初動対応の徹底 ・ いじめ防止対策委員会が中心となり、SC・SSW と連携した多面的なアセスメントの充実 ・ 児童の主体的活動を活かした安心できる学校風土の醸成といじめ未然防止の取組強化
23		⑬	嫌なことをされる	・ 児童が安心して生活できる安全かつ信頼感のある教育環境の整備 ・ 各種アンケートや観察によるいじめ兆候の早期把握と迅速な共有体制の構築 ・ 組織的対応の徹底と保護者との連携による丁寧な支援の推進
24		⑭	たたかれたりする	・ 日常の変化の丁寧な把握と早期支援につなぐ見守り体制の確立 ・ 組織的な活動支援とチーム担任制による多面的な見守り体制の確保 ・ 教育活動と専門職連携によるいじめを許さない意識の醸成
25		⑮	たたかれたりする	・ 小さなサインを見逃さず、速やかな支援につなぐ継続的な観察体制の強化 ・ 教職員間の情報共有とチームによる支援を基盤とした多角的な見守りの徹底 ・ 関係機関との連携を活用した教育活動を通じ、いじめ防止意識の定着を推進
26		⑯	嫌なことをされる	・ いじめへの組織対応に関する研修の実施による組織的対応力の向上 ・ 学年主任を中心とした教職員の連携強化による児童理解向上 ・ 関係諸機関との連携強化及び端末機器使用ルール徹底による安全・安心な教育環境の充実
27	小学校 高学年	①	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ いじめ事案の内容の再確認と組織的・継続的な対応体制の徹底 ・ 専門職の積極的な活用による多面的・専門的な支援体制の構築 ・ 児童・保護者との信頼関係の構築と確実な情報引継ぎ体制の整備
28		②	冷やかしかからかい、悪口を言われる	・ いじめの定義理解に関する校内研修の実施による教職員の認知力及び対応力の向上 ・ 全教職員が参加したいじめ防止対策委員会の実施による情報共有の徹底と組織的対応の強化 ・ 複数の教職員の情報及び SC・SSW からの助言を踏まえたアセスメントの実施による児童の SOS の早期把握と適切な支援の充実
29		③	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 初動対応の見直しと校内情報共有の徹底による迅速な組織的対応体制の強化 ・ 当該児童への支援方針の全職員による共有と継続的な支援体制の充実 ・ 保護者との定期的な面談実施と専門職を活用した児童指導体制の確立

項番	学校種	学年	いじめ（疑いを 含む。）の態様	主な再発防止策の概要
30	小学校	④ 5	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ いじめの定義に関する理解促進及び組織的対応の徹底によるいじめ認知力と対応力の向上 ・ いじめを見逃さない風土の醸成による早期発見及び早期対応の推進 ・ SNS の適切な利用に関する指導及び家庭との連携強化による児童理解と未然防止の推進
31		⑤ 5	嫌なことを言われる、嫌なことをされる	・ 児童間トラブル発生時における事実確認の徹底による正確な状況把握と適切な初期対応の強化 ・ 長期欠席児童に対する組織的対応の実施による継続的な見守りと課題の早期把握 ・ 個々の児童の状況に応じた環境調整の実施による安心して学校生活を送るための環境の整備
32		⑥ 5	嫌なことを言われる	・ 児童の実態を踏まえた相談及び保護者との協議の充実による信頼関係の強化 ・ 訴えに応じた組織的な検討体制の構築による適切な初期対応の推進 ・ 外部機関との連携及び専門職の活用による児童理解と相談支援体制の充実
33		⑦ 5	たたかれたりする	・ 命を大切にする指導の徹底による生命尊重の意識の醸成 ・ いじめの定義の理解に関する指導の充実によるいじめの早期発見及び適切な対応の促進 ・ 校内児童支援体制の充実による組織的かつ継続的な支援の強化
34		⑧ 5	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 教育相談や横浜 St☆dy Navi での健康観察による悩みや不安の早期把握と適切な支援の充実 ・ SC・SSW と連携した対応研修及びケース会議の実施による専門的視点を踏まえた支援体制の強化 ・ 引継ぎの徹底による継続的かつ組織的な児童支援の推進
35		⑨ 6	嫌なことを言われる	・ SOS をキャッチしやすい相談体制づくりの強化 ・ 子どもの想いを受け止める感度を磨く研修の実施 ・ SC による定期的な面談等、見守り体制の強化
36		⑩ 6	嫌なことをされる	・ いじめの未然防止及び早期発見につながる教育活動の推進による安心・安全な学校環境の醸成 ・ いじめ事案に対する組織的対応の徹底による組織的対応力の向上 ・ 子どもに寄り添った計画的かつ柔軟な登校支援の実施による安心して学べる環境の充実
37		⑪ 6	嫌なことをされる	・ 児童が SOS を発信できる機会の確保及び Y-P 活用による困り感や不安の早期把握 ・ 児童への相談窓口の周知徹底による相談しやすい環境づくりと早期支援の促進 ・ 学年での情報共有及びケース会議の実施による組織的な児童支援体制の強化
38		⑫ 6	仲間はずれ、悪口を言われる	・ 学級内学年内に留まらない校内の情報共有と、いじめ防止対策委員会での組織的な対応 ・ 明らかになったことや指導の経過などの速やかな保護者への情報共有 ・ 児童が抱える不安や孤立状況などの SOS をキャッチするための体制構築
39		⑬ 6	嫌なことを言われる、嫌なことをされる、携帯電話等で嫌なことをされる、仲間はずれ	・ いじめアンケートや Y-P の積極的活用及び組織的対応によるいじめの早期発見・早期対応の強化 ・ 関係児童に対する継続的な個別指導の実施による問題行動の改善及び再発防止 ・ 報告書を活用した校内研修の実施による教職員の危機意識及び対応力の向上

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを 含む。）の態様	主な再発防止策の概要
40	小学校	⑭	6	仲間はずれ、携帯電話等で嫌なことをされる	・ どんなことでも児童が話しやすい雰囲気となるような職員研修の充実 ・ 児童の困り感や SOS をキャッチする体制と把握後の組織的対応 ・ 子どもたちが生活の中で意識できるように、道徳の時間を活用したいじめの定義等の再確認
41		⑮	6	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ SNS トラブル防止に向けた保護者への情報発信の強化による家庭と連携した未然防止の推進 ・ 事案を活用したケーススタディ研修の実施による教職員の対応力の向上 ・ Y-P の結果の振り返りと指導法共有並びにブロック長配置による支援力と迅速な対応体制の強化
42		⑯	6	金品をたかられる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ いじめの定義に関する教職員研修の実施によるいじめ認知力の向上 ・ いじめに対する組織的対応の徹底による組織的対応力の向上 ・ 児童及び保護者とのコミュニケーションの充実並びに SNS 活用研修の実施による未然防止強化
43		⑰	6	嫌なことをされる、無視をされる	・ SOS を出しやすい環境の整備及び教職員による適切な介入による早期発見・対応体制の強化 ・ 児童の相互理解を促進する取組及び過ごしやすい環境づくりによる良好な人間関係の醸成 ・ 心のケアを重視した計画的な登校支援の実施による安心して学べる環境の充実

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを 含む。）の態様	主な再発防止策の概要
44	中学校	①	1	嫌なことを言われる、無視をされる	・ いじめに対する組織的かつ迅速な対応体制の整備による適切な初期対応の推進 ・ 面談の目的を明確にした学校主体の対応による保護者との円滑な連携の促進 ・ 教職員のいじめに対する感度向上及び丁寧な聴き取りの実施による生徒理解の深化
45		②	1	嫌なことをされる	・ SC・SSW を活用し、当該生徒について提供された「情報」と「見た目」のギャップを教職員らの理解につなげる検討会の実施 ・ 他の目立つ案件により、要配慮事項に気づきにくい傾向に「気づく」管理体制の構築
46		③	1	冷やかしかからかい、嫌なことをされる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ いじめ防止対策委員会を活用した事案検討と迅速かつ組織的な対応体制の構築 ・ SC・SSW の専門性を生かした多面的な支援体制の充実 ・ 校内研修や教育相談、面談・アンケートによる児童生徒理解の深化

項 番	学校種	学 年	いじめ（疑いを 含む。）の態様	主な再発防止策の概要
47	中 学 校	④	1 悪口を言われる	・ 不安や孤独を抱えている不登校生徒に対して、SC・SSW と連携した寄り添った対応 ・ いじめ防止対策委員会での組織的な情報共有と対応方針の決定 ・ 教育相談や授業など様々な場面で表出された心情の把握や小さな変化に気づく深い生徒理解
48		⑤	1 仲間はずれ、嫌なことを言われる	・ 月ごとのシートを活用した生徒向けアンケートの実施 ・ 教職員研修の実施による一人ひとりの目線に立った支援の実現 ・ 生徒向けのコミュニケーションや SNS 研修の実施
49		⑥	1 嫌なことをされる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ 子どもがつらい思いをしたらいじめという定義に沿って、速やかな認知と組織的対応 ・ 外部講師と連携したネットリテラシーに関する生徒指導の充実 ・ Y-P アセスメントやアンケートによる子どもの小さな変化を見逃さない深い生徒理解
50		⑦	1 嫌なことをされる、無視をされる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ SNS リテラシー教育の充実による適切な利用意識の醸成 ・ 適切なコミュニケーション能力の育成と規範意識の醸成 ・ 家庭と連携した SNS 利用の見守り体制の構築と啓発推進
51		⑧	1 嫌なことをされる	・ 人員不足時における応援体制及び監督体制の明確化による安全管理体制の強化 ・ 生徒だけの空間を生まない見守りの徹底による事故やトラブルの未然防止 ・ 教職員研修及び生命（いのち）の安全教育の継続的な実施による危機意識と対応力の向上
52		⑨	1 嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 関係職員による定期的かつ継続的な情報共有の実施による多面的・組織的な生徒支援の充実 ・ 学校いじめ防止対策委員会の効果的な運用によるいじめの早期発見及び迅速な対応の強化 ・ 教育相談の充実及び生徒自らがいじめの問題について学ぶ機会の設定による相談行動の促進と いじめを許さない意識の醸成
53		⑩	1 携帯電話等で嫌なことをされる、金品をたかられる	・ いじめを見逃さない風土の醸成による早期発見及び早期対応の推進 ・ いじめ対応に関する校内体制の整備による組織的対応力の向上 ・ 保護者との連携強化及び未然防止に向けた取組の充実によるいじめ防止体制の強化
54		⑪	1 嫌なことを言われる	・ 相談活動の充実による困り感の早期把握と情報共有体制の強化 ・ 個々の状況に応じた指導と専門職連携による支援体制の充実 ・ 人権意識と対話力の育成による問題行動の未然防止の推進
55		⑫	1 嫌なことを言われる	・ アンケートや相談活動を通じた生徒理解と変化の早期把握 ・ いじめ防止対策委員会の効果的運用による組織的対応の推進 ・ 生徒会活動と道徳教育の充実による人権尊重の学校風土の醸成

項番	学校種	学年	いじめ（疑いを 含む。）の態様	主な再発防止策の概要
56	中学校	⑬	嫌なことをされる	・ 警察と連携したサイバー犯罪防止教室及び情報モラル教育による情報活用能力と規範意識の向上 ・ 個人面談及び保護者説明会における SNS の使い方に関する啓発活動の実施による家庭と学校が連携したトラブルの未然防止 ・ Y-P を活用した「SOS サインの出し方教育」の実施による援助希求能力の向上と早期支援の促進
57		⑭	嫌なことをされる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ 「こころの健康観察」の活用による生徒の悩みや不安の早期把握と早期支援の充実 ・ 保護者との連携強化及び生徒間の謝罪の場の設定における事前整理の徹底による適切な人間関係修復と再発防止 ・ 教科及び外部機関と連携したネットリテラシー教育並びに SNS を含むいじめ防止の計画的な実施による情報モラルの向上といじめの未然防止
58		⑮	嫌なことを言われる、嫌なことをされる	・ 学校いじめ防止基本方針の徹底と組織的対応体制の強化 ・ 学年職員と部活動顧問の連携による迅速な事案対応の推進 ・ 相談・報告体制の整備と専門職との連携強化
59		⑯	嫌なことをされる、無視をされる	・ いじめ防止対策委員会の効果的運営による組織的対応の推進 ・ SC による助言とコンサルテーション機能を生かした支援体制の充実 ・ 生徒理解を深めるアンケートと教育相談活動の充実
60		⑰	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ ネットリテラシー教育及び人権教育のさらなる充実による規範意識の向上といじめの未然防止 ・ 生徒が SOS を発信できる機会の確保による悩みや困り感の早期把握と早期支援の促進 ・ Y-P の活用及び教育相談の充実による自己理解・他者理解の深化と相談しやすい環境づくり
61		⑱	悪口を言われる	・ いじめ防止対策委員会が中心となり、教職員が同じ対応ができるような職員研修の充実 ・ 不登校児童生徒の手引きを活用し、不安や孤立感を抱えた生徒への教職員の対応力の向上 ・ 子どもたちと教職員による安心できる学校風土についての共通認識
62		⑲	嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ いじめを見逃さない風土の醸成による早期発見及び早期対応の推進 ・ いじめに対する組織的対応の徹底による対応力の向上 ・ 生徒及び保護者との連携強化及び基本方針の見直しによる未然防止体制の強化
63		⑳	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ いじめの定義理解を深める教育活動の推進 ・ 迅速な対応と保護者との継続的な情報共有の徹底 ・ 校内研修の定例化による組織的対応力の強化と再発防止体制の確立
64		㉑	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 人権尊重と相互理解を基盤とした安心できる学校風土の醸成 ・ 日常的な見守りと相談体制の充実による早期発見・組織的対応の推進 ・ 事案発生時の迅速対応と情報共有による継続的支援体制の確立

項番	学校種	学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
65	中学校	㉔	嫌なことをされる	・ SNS トラブルの未然防止のために外部講師と連携した情報モラル教育の充実 ・ 1人1台端末での健康観察など、小さな変化に気づく生徒理解 ・ 年間計画で予定されている教育相談のみならず、日常的に相談しやすい環境づくり
66		㉕	嫌なことを言われる、仲間はずれ、無視をされる	・ 児童及び保護者との日常的なコミュニケーション体制の構築による信頼関係の強化 ・ 未然防止に向けた研修の実施によるいじめ防止意識の向上 ・ いじめに対する組織的対応の徹底による対応力の向上
67		㉖	嫌なことを言われる	・ 事案発生直後の迅速な支援を実現する組織的対応の徹底 ・ 相談活動の充実と記録共有体制の強化による早期把握の推進 ・ 学校いじめ防止基本方針を活用した継続的取組と研修の充実
68		㉗	嫌なことを言われる	・ 保護者との丁寧な連携による適切な指導・支援体制の充実 ・ 情報共有と専門職連携による迅速かつ丁寧な支援体制の推進 ・ 人権教育の充実と教職員研修の定例化による人権尊重を意識した組織風土の醸成
69		㉘	嫌なことを言われる	・ 相談体制の充実と専門職連携による組織的支援体制の強化 ・ 努力過程を重視した部活動指導による自己肯定感の育成 ・ 相互尊重を基盤とした部活動運営と心理的安全性を確保する継続的見守り体制の構築
70		㉙	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ 生徒の変化を見逃さない相談・見守り体制の強化 ・ Y-P を活用した SOS 発信力の育成と安心できる学級風土の醸成 ・ SNS リテラシー指導と家庭連携による未然防止体制の推進

項番	学校種	学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
71	高等学校	①	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ 生徒、保護者及び関係機関への迅速で正確な情報発信と説明 ・ 生徒の人間関係の様子や一人ひとりの心情を理解するきめ細やかな関わり ・ 人権意識の育成と実践力を生徒と教職員及び保護者が一緒に考える時間を意図的、計画的に設定 ・ 「チーム学校」としての的確な情報把握に基づく早期で迅速な対応を実施
72		②	嫌なことを言われる、嫌なことをさせられる	・ 人間関係等のトラブルに対する組織的な対応 ・ 家庭との連携と SC 相談の活用
73		③	仲間はずれ	・ 担任個人にとどまらない組織的対応の実施 ・ 報告書で校内共有し、積極的な「教育活動」を実施 ・ 学校行事における柔軟な引率体制の整備

項番		主な再発防止策の概要
74	児童生徒・保護者の意向により非公表	・ 迅速な情報共有と保護者連携の徹底による支援体制の強化 ・ いじめ防止対策委員会を核とした組織的対応力の強化と専門職連携による専門性の向上 ・ Y-P 活用や異学年交流、外部人材活用等による安心できる学級・学校風土の醸成
75		・ 事案発生時の迅速かつ丁寧な事実確認、情報共有及び支援の実施による適切な初期対応 ・ 継続的な教育相談、SC・SSW等の専門家の助言活用による子どもの理解の深化と支援体制の充実 ・ 子ども自身がいじめについて理解を深める機会の設定による、未然防止の推進
76		・ 教育相談の充実による子どもの悩みや困り感の早期把握と早期支援の促進 ・ 学校いじめ防止対策委員会の効果的な運営による情報共有の徹底と組織的対応の強化 ・ いじめを許さない意識の醸成と未然防止に向けた、子どもが自らいじめの問題を学ぶ機会の設定
77		・ 各種アンケートや教育相談に加え、日常の様子の変容を見取った早期把握と支援の充実 ・ 個別の教育支援計画、指導計画等の効果的運用による組織的支援の推進 ・ 小中連携といじめ防止対策委員会の効果的運営による対応力の強化
78		・ いじめ防止対策委員会を核とした情報共有と見守り体制の強化 ・ 人権尊重と多様性理解を基盤とした学校風土の醸成 ・ 研修・相談・アンケートを活用した早期発見体制の充実
79		・ 日々の小さな変化に気づく観察力の向上や、子どもが困ったことを相談しやすい体制づくり ・ 横浜子ども会議を活用し、子どもたちが主体的に取り組むことができる学校の風土づくり ・ 特定の教職員で抱えるのではなく、全教職員による子どもの見守り体制の意識の向上
80		・ 1人1台端末を活用した健康観察、アンケート及び教職員による観察 ・ 声掛けの実施による子どもの困り感の早期把握と適切な支援の充実 ・ 人間関係づくり、望ましい学校風土の醸成及び公平・公正な教育の推進による安心して学べる学校環境の形成 ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」ためのコミュニケーション力向上の取組による互いを尊重する態度の育成といじめの未然防止
81		・ 子どもたちが困り感や孤独感を抱え込む前に、相談しやすい風土づくり ・ 教育相談の期間だけではなく、日常的にSOSをキャッチしやすい体制づくり ・ 授業や教育活動を通じた、子どもたちが自分の意見を発信できるスキルの向上 ・ 「そっとしておいて」「大丈夫」などの意向を尊重しつつ踏み込んだ指導と組織的対応

※1 横浜 St☆dy Navi（よこはまスタディナビ）

児童生徒と教職員に配られた1人1台端末を活用した学習ダッシュボード。教職員は、これまでの経験や勘に加えて客観的なデータを活用することで、アセスメントをしっかりと行い、一人ひとりに応じた個別最適な指導の実現や健康観察の充実につなげる。

※2 子どもの社会的スキル横浜プログラム／YokohamaProgram（Y-P）

子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成される。